

TOPIC
1

設備の登録ルールについて

当社ネットワークで流通する物件情報について、設備の登録ルールが守られていないケースが見受けられます。以下をご確認の上、正しい情報でのご登録をお願いいたします。

ロフトの登録

①ロフト部分を建物（専有）面積に含めることはできません。

NG 専有面積：23㎡（ロフト含む）

OK 専有面積：18㎡（別途ロフト5㎡）

②ロフト部分を居室または納戸（S:サービスルーム）と表示することはできません。

例：1K（洋6帖・K3帖）にロフト3帖がある物件

NG 間取りタイプ：1SK
間取り内訳：洋6・K3・S3

OK 間取りタイプ：1K
間取り内訳：洋6・K3
備考：ロフト3帖

バス・シャワールームの登録

シャワールームがトイレと別の場合、「バス・トイレ別」には登録できません。「シャワールーム」に登録してください。

[参考:B・T別の定義]

バス・トイレ別であること。浴槽および洗い場があること。
※バスは「浴槽があること」が条件です。

例) ATBB (不動産業務総合支援サイト) 設備登録画面

NG

B・T別 アット BB

OK

シャワールーム BB

TOPIC
2

国籍・年齢・障がい・出身地などを入居条件とする物件情報を公開することはできません

当社ネットワークでは、法令遵守の方針から、人権侵害や社会的差別につながる「国籍・高齢者・障がい者・母子（父子）家庭・出身地などを理由に入居を制限する」物件情報の公開はお断りしております。

また、「国籍などによる入居制限がない旨」のコメントにつきましても、他の物件に制限があると思われる恐れがあるため、登録をご遠慮いただいております。



国・自治体などにおきましても、以下のように人権問題への啓発・理解を促進するため、各種指針が定められています。

■ 法務省ホームページ>人権擁護局>啓発活動>外国人の人権を尊重しましょうより抜粋

「…外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案が生じています。…外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。」

■ 東京都 都市整備局 住宅政策推進部 不動産課発行「宅地建物取引における人権の尊重と個人情報の保護について」より抜粋

「高齢者・障害者・同和地区出身者・外国人・HIV感染者等であるということだけを理由に入居を拒否することは、居住・移転の自由という基本的な人権を侵害するものです。」

■ 大阪府住宅まちづくり部建築振興課「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」より抜粋

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

(2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。